

○北杜市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成金交付要綱

令和4年5月20日

告示第74号

(趣旨)

第1条 この告示は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、定期接種の機会を逃した女子であって、任意接種を受けたものに対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任意接種 定期接種以外のヒトパピローマウイルス感染症（以下「HPV感染症」という。）に係る予防接種をいう。
- (2) 定期接種 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種のうち、HPV感染症に係る予防接種をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、この告示による助成金と同種のものであると市長が認める措置による費用の助成を本市以外の市区町村から受けた者を除く。

- (1) 令和4年4月1日時点で本市が備える住民基本台帳に記録されている者
- (2) 平成26年4月1日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関で組み換え沈降2価HPVワクチン又は組み換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、当該接種費用を負担した者

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、前条第2号に規定する任意接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種回数3回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、接種に要した交通費、宿泊費及び第6条第1項に規定する証明書の発行に要した文書料は助成金の対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、任意接種1回につき次の表の左欄に定める接種日の区分に応じ、助成対象経費と同表の右欄に定める助成上限額を比較して少ない額として、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

接種日	助成上限額
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	1万5,000円
平成27年4月1日から令和元年9月30日まで	1万5,220円
令和元年10月1日から令和4年3月31日まで	1万5,500円

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者が次条第1号に規定する書類を添付できないときは、助成金の額は、前項に定める表の左欄に定める接種日の区分に応じ、右欄に定める助成限度額から、当該助成限度額に2.5パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。ただし、助成金の額に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市HPV感染症に係る任意接種費助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 任意接種に要した費用を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類（原本に限る。)

(2) 申請者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、同号に掲げる書類を添付することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、その添付を省略することができる。

3 前項第2号の規定にかかわらず、同号に掲げる書類を添付することができないときは、北杜市HPV感染症に係る任意接種費助成金交付申請用証明書（様式第

2号)の提出をもって同号に掲げる書類に代えることができる。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに関係書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、北杜市HPV感染症に係る任意接種費助成金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。

3 第1項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、北杜市HPV感染症に係る任意接種費助成金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に助成金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係機関との連携等)

第9条 市長は、助成金の決定のための調査又は過去に決定した助成金に係る調査のため特に必要と認めるときは、第6条第1項の規定により提出する申請書において取得した同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された助成金については、この告示の失効後も、なおその効力を

有する。